

令和7年度 松山市 乳児等通園支援事業 事業者募集 Q&A

No	質問	回答	公開日
1	公立保育所で実施しないのか？	令和7年度は味生保育園での実施を予定しています。 令和8年度以降は、今回の応募状況もふまえて、検討を行う予定です。	令和7年5月16日
2	令和8年度からの法律に基づく新たな給付制度とはどういう形になるのか？	子ども子育て支援新制度における施設型給付と同様、全自治体で一律に実施される給付制度となる予定ですが、現時点では、令和7年度の内容との変更点など具体的な（実務上の）情報は示されておりません。	令和7年5月16日
3	幼稚園で行う未就学児を対象としたいわゆる「プレ保育」は当該事業の対象となるか？	幼稚園が任意で行っている「プレ保育」が当該事業の対象になるか否かは一律に判断をすることはできませんが、本市の募集要項等に定める要件や基準等を満たす場合は対象となります。	令和7年5月16日
4	一時預かり事業を実施しているが、こども誰でも通園制度との同時実施は可能か。また、可能な際は利用者の区分に違いは発生するか？	同時実施は可能です。 ただし、その際は一時預かりとこども誰でも通園制度の各事業ごとの基準を満たす必要があり、また、各事業の利用者を区分する必要があります。特に、負担金の算定の際には利用者を重複してカウントしないようにしてください。	令和7年5月16日
5	既に「一時預かり」を実施している場合、既存の一時預かり専用室において、誰でも通園制度の利用者も預かる場合の基準の考え方は？	職員の配置はそれぞれに基準を遵守する必要があります。設備の基準については、各々の事業に支障がない場合、併用が可能です。	令和7年5月16日
6	職員を通常保育や一時預かりと兼任した場合、それぞれの事業の運営費における対象経費となるのか？	対象経費を適切に区分し、管理いただければ、それぞれで対象となります。 なお、それぞれの事業で専任要件がある場合は、同一時間帯に複数の事業を兼務することはできませんので、ご注意ください。	令和7年5月16日
7	利用可能な曜日、定員、料金、一人あたりの1日の利用時間、利用者の申込の方法および、利用希望者が定員を上回った場合の選定方法（基準など）については施設の判断で決定できるか？	曜日、定員、1日の利用時間については各施設で自由に設定・提案いただくことが可能です。 利用料金については、こども1人あたり1時間300円以内という基準を設けておりますので、この範囲内での設定をお願いいたします。 なお、おむつ代や給食代などを追加で実費徴収いただくことは可能です。 利用希望者が定員を上回った場合の取扱いについては、先着順など各施設にて一定の基準等を設けて利用者を決定していただくことになります。いづれにしても、誤解やトラブル等に繋がらないよう、利用者に対しては事前の説明や周知等を可能な限り丁寧に行っていただきますようお願いいたします。	令和7年5月16日
8	利用定員に達していない保育所の定員の範囲内で受け入れる余裕活用型を選択した場合、時期によって受入れ枠が減少、または消失する可能性があると思われるが、その際、そこで事業の縮小（受け入れ人数の減）または継続不可としていいのか？	通常保育について年度途中で定員に達するなど、こども誰でも通園制度の受入枠の確保が難しい場合等には、こども誰でも通園制度の受入れを縮小・中止することが考えられますが、その場合でも、利用登録済の利用者への受入不可の説明等は、事前に年度途中での利用枠の減少について了承を得ておくなど、適宜・丁寧に行うようにしてください。	令和7年5月16日
9	日毎や年度途中で受入人数は変動してもよいか。もしくは、アレルギー児や障害児の利用日において、他児の利用を制限したり、担当職員の病欠や感染症の流行などで受入制限をすることはできるか？	受入人数が変動するのは問題ありません。児童の状況や職員配置の状況等を考慮して、利用者や利用日を制限することは、正当な理由があれば可能ですが、その場合でも、出来るだけ受入を検討するとともに、利用者への丁寧な説明に努めてください。	令和7年5月16日

令和7年度 松山市 乳児等通園支援事業 事業者募集 Q&A

No	質問	回答	公開日
10	日本スポーツ振興センターの園児向け保険で、こども誰でも通園制度は保険対象とされるのか？	本市が確認したところ、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度では、こども誰でも通園制度の対象者を保険対象としていないとのことでした。 別途、本制度で、施設側が賠償責任を負った場合に適用できるような保険加入等の検討をお願いいたします。	令和7年5月16日
11	対象となる「0歳6か月～満3歳未満」の考え方について、利用できるのはいつまでか？	0歳6か月から3歳の誕生日の前々日までの利用が可能です。	令和7年5月16日
12	受入れの年齢について、例えば幼稚園などで2歳児のみを対象とするなど、年齢を限定してよいのか？	各事業者の実施体制等に応じて、受入年齢を限定しても問題ありません。	令和7年5月16日
13	認可外保育施設に通っている児童を利用対象者とすることはできますか？	認可外保育施設（企業主導型以外）に通園している場合は誰でも通園制度を利用できますが、企業主導型保育事業所に在園している場合は、利用することはできません。	令和7年5月16日
14	市外の住民は利用できないのか？	令和7年度は、自治体間の広域利用（松山市在住の方が松山市外の施設を利用することや、松山市外在住の方が松山市内の施設を利用すること）はできません。 国の方針としては、令和8年度以降は自治体間の広域利用も可能とすることが予定されています。	令和7年5月16日
15	一時預かり事業を利用しているこどもは、本事業の利用の対象となるのか？	本事業の対象となる要件を満たしている場合、対象となります。	令和7年5月16日
16	親子通園は可能か？親子通園における利用条件等について、考え方はあるか？	親子通園は可能です。 具体的な利用条件等については、事業所で判断していただいて構いませんが、こどもの育ちの観点から、親子通園が長期間続く状態や利用の条件になることがないよう留意してください。	令和7年5月16日
17	利用に係る同意書や個人情報（病歴やアレルギー、緊急連絡先等）について、市指定の様式があるのか？ またその情報提供について利用日の何日前までの提出を求めているのか？	フォーマットの指定はありませんが、参考様式として、事業開始までに公立保育所で使用予定のフォーマットを共有させていただく予定です。 利用者からの提出期限については、特に指定はしませんので、各施設で決定したうえで、利用者に対する事前の説明や周知等をお願いいたします。	令和7年5月16日
18	利用料の徴収方法はどうなるのか？	利用料金の徴収方法については、市で特に指定しませんので、施設で現金徴収やキャッシュレス決済等の徴収方法を判断してください。	令和7年5月16日
19	利用料については、施設の収入としてよいのか？	問題ありません	令和7年5月16日
20	キャンセル対応（料金の徴収）について、統一したルールはあるのか？	キャンセル時における利用料金や利用時間の取扱いについては、市が定めたキャンセルポリシーに沿って対応する必要があります。現在、作成中であり、追って共有・公開させていただく予定としております。	令和7年5月16日
21	減免・加算対象世帯について、どのように判断するのか？	市が利用者の認定を行う際に判断し、その情報をシステムに入力しますので、システムを確認して対応をお願いします。	令和7年5月16日
22	障がい児加算の障がい児とは障がい者手帳や療育手帳の所持者に限られるのか？	障害児とは、市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問いません。 医師による診断書や障害に関する知見を有する者による意見提出など、障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えないとされていますので、申請時に利用者へ丁寧に案内したいと思います。	令和7年5月16日

令和7年度 松山市 乳児等通園支援事業 事業者募集 Q&A

No	質問	回答	公開日
23	要支援家庭等加算の対象者について、具体的に教えて欲しい。	要支援家庭とは、例えば、こども家庭センターによる支援の対象となっているなど、関係機関が連携して支援を行う必要があると市町村が認めた家庭のこどもを言います。 本市では、担当課であるこども相談課と連携し、上記の対象者が申請した場合に、加算対象者として認定することとしています。	令和7年5月16日
24	10時間を超えて受け入れを実施した分は補助対象となるのか？	一人当たり「月10時間」を上限とするため、それを超える時間については、補助対象となりません。	令和7年5月16日
25	事業所において、利用実績がなかった場合でも、人件費をはじめとした対象経費は補助されるのか？	運営負担金の金額は、利用児童数等に応じて算定された基準額と対象経費の実支出額から利用料収入等を控除した額を比較し、少ない方の額となりますので、利用者がいない場合は、対象経費の補助はできません。	令和7年5月16日
26	1施設あたりの上限額はあるのか？	1施設あたりの上限額は定めていませんが、令和7年度は、予算額の範囲内で支払うことから、実績による額が予算額を大幅に超過した場合などは、実績を下回る可能性があります。	令和7年5月16日
27	長期休暇中などは、こども誰でも通園制度を実施しないことも可能か？	国の要綱等に長期休暇中の実施を強制するような規定は無いことから、実施しないことも可能です。 なお、令和8年度以降の給付化に伴い、取り扱いが変更となる可能性もありますので、ご了承ください。	令和7年5月19日